

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【契約室契約課】 2195

◇ 病 院 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【病院局医療センター事務局管理課】 2197

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市東部農業委員会委員一般選挙及び北九州市西部農業委員会委員一般選挙に係る選挙長等の選任【市選挙管理委員会事務局選挙課】 2201
- 平成26年7月6日執行予定の北九州市東部農業委員会委員一般選挙及び北九州市西部農業委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式【市選挙管理委員会事務局選挙課】 2202
- 平成26年7月6日執行予定の北九州市東部農業委員会委員一般選挙及び北九州市西部農業委員会委員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒及び郵便等による不在者投票用外封筒に押すべき印【市選挙管理委員会事務局選挙課】 2206
- 指定投票区の指定【市選挙管理委員会事務局選挙課】 2207

◇ 訂 正

- 号外第6号の訂正【監査事務局第一課】 2208

北九州市公告第487号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油 2万4,000リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年4月24日
- 4 落札者の名称及び住所
高橋油脂工業株式会社
北九州市門司区浜町1番2号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額 81.3円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成26年3月27日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第488号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
A重油 3万2,300リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年4月25日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社 新光
北九州市若松区南二島三丁目4番1号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額 93.0円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成26年3月27日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市病院局公告第23号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市病院局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月20日

北九州市病院局長 吉田 茂 人

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

全自動化学発光免疫測定装置賃貸借 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から平成31年8月31日まで（契約締結の日から平成26年8月31日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いは平成26年9月1日から平成31年8月31日までの60箇月とする。）

(4) 履行場所 病院局長が指示する場所

(5) 入札方法 総価（機器借入れ料及び保守料の合計額）により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市病院局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名

簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年7月11日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市病院局医療センター事務局管理課

イ 日時 公告の日から平成26年7月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市病院局医療センター 別館6階 602会議室

イ 日時 平成26年7月18日午前10時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成26年7月11日までに競争参加の申出書を北九州市病院局医療センター事務局管理課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成26年7月30日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市病院局医療センター 別館6階 602会議室

イ 日時 平成26年7月31日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市病院局

契約規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第14号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市病院局医療センター事務局管理課

〒802-0077 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

電話 093-541-1831

6 Summary

(1) Nature of Service to be procured

Lease and Maintenance of Automatic chemiluminescence immunoassay analyzer

(2) Deadline of Tender(in Person)

10:00a.m, July 31, 2014

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m, July 30, 2014

(4) For further information, please contact:

Administration Division,

Medical Center,

Municipal Hospitals Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市選挙管理委員会告示第7号

平成26年7月6日執行予定の北九州市東部農業委員会委員一般選挙及び北九州市西部農業委員会委員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のように選任する。

平成26年6月17日

北九州市選挙管理委員会
委員長 疋田 慶一

1 北九州市東部農業委員会委員一般選挙

選挙区分	選挙長		同左の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1選挙区	北九州市門司区 大字畑875番地	藤本信弘	北九州市門司区 大字畑1605番地	井上雅信
第2選挙区	北九州市小倉南区 石田南二丁目 10番6号	竹村大吉	北九州市小倉南区 大字志井46 9番地	市川紀洋
第3選挙区	北九州市小倉南区 湯川一丁目9 番16号	大久保正美	北九州市小倉南区 中曾根三丁目 3番19号	安本玉喜
第4選挙区	北九州市小倉南区 大字新道寺1 216番地1	山下正夫	北九州市小倉南区 大字新道寺3 11番地	山家小百合

2 北九州市西部農業委員会委員一般選挙

選挙区分	選挙長		同左の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1選挙区	北九州市若松区 大字有毛349 番地	大庭 始	北九州市若松区 大字頓田150 6番地	大庭卓朗
第2選挙区	北九州市八幡西区 野面一丁目1 1番20号	山田富生	北九州市八幡西区 大字金剛13 51番地	千々和秀二

北九州市選挙管理委員会告示第8号

平成26年7月6日執行予定の北九州市東部農業委員会委員一般選挙及び北九州市西部農業委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式を、次のように定める。

平成26年6月17日

北九州市選挙管理委員会
委員長 疋田 慶一

1 北九州市東部農業委員会委員一般選挙

(1) 一般投票用紙

<p>候補者氏名</p>	<p>注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>平成二十六年北九州市東部農業委員会委員 一般選挙投票</p> <p>北九州市 選挙管理 委員会印</p>
--------------	--

備考1 用紙はもえぎ色とし、文字は黒色で印刷する。

2 投票用紙に押すべき印は、北九州市選挙管理委員会の印とし、朱色で刷り込む。

(2) 点字投票用紙

<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<u>注意</u> <small>ちゅうい</small>	平成二十六年北九州市東部農業委員会委員 一般選挙投票
	(点 訳 位 置)	点 字 投 票
	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 <small>こうほしや しめい ちんない ひとりか</small>	
	二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 <small>こうほしや ちもの しめい つか</small>	
		北九州市 選挙管理 委員会印

- 備考 1 用紙はもえぎ色とし、文字は黒色で印刷する。
- 2 投票用紙に押すべき印は、北九州市選挙管理委員会の印とし、朱色で刷り込む。
- 3 点字投票である旨を朱書で表示し、上記様式の「(点訳位置)」に「とーひょーよーし」と点字する。

2 北九州市西部農業委員会委員一般選挙

(1) 一般投票用紙

<p>候補者氏名</p>	<p>平成二十六年北九州市西部農業委員会委員 一般選挙投票</p> <p><u>注意</u></p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>北九州市 選挙管理 委員会印</p>
--------------	---

備考1 用紙はもえぎ色とし、文字は黒色で印刷する。

2 投票用紙に押すべき印は、北九州市選挙管理委員会の印とし、朱色で刷り込む。

(2) 点字投票用紙

<p>候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div>	<p><u>注意</u></p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>平成二十六年北九州市西部農業委員会委員 一般選挙投票</p> <p>(点 訳 位 置)</p> <p>点 字 投 票</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"><p>北九州市 選挙管理 委員会印</p></div>
---	---	--

- 備考 1 用紙はもえぎ色とし、文字は黒色で印刷する。
- 2 投票用紙に押すべき印は、北九州市選挙管理委員会の印とし、朱色で刷り込む。
- 3 点字投票である旨を朱書で表示し、上記様式の「(点訳位置)」に「と一ひょーよーし」と点字する。

北九州市選挙管理委員会告示第9号

平成26年7月6日執行予定の北九州市東部農業委員会委員一般選挙及び北九州市西部農業委員会委員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒及び郵便等による不在者投票用外封筒に押すべき印は、北九州市選挙管理委員会の印とし、刷込みとする。

平成26年6月17日

北九州市選挙管理委員会
委員長 疋田 慶一

北九州市選挙管理委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第7項に規定する、本市における指定投票区を次のとおり指定する。また、併せて指定関係投票区を次のとおり定める。

平成26年6月17日

北九州市選挙管理委員会
委員長 疋田 慶一

農業委員会	選挙区	指定投票区	投票所	指定関係投票区
東部	第1選挙区	第1投票区	大積公民館	左記を除く全ての投票区
	第2選挙区	第2投票区	小倉南区役所	第3投票区、第4投票区及び第5投票区
	第3選挙区	第2投票区	葛原市民センター	左記を除く全ての投票区
	第4選挙区	第1投票区	長行市民センター	左記を除く全ての投票区
西部	第1選挙区	第1投票区	若松区役所	左記を除く全ての投票区
	第2選挙区	第2投票区	上津役市民センター	第3投票区、第4投票区及び第5投票区

訂正箇所表

年	号	頁	訂正箇所
平成26年	号外第6号	1	上から7行目から8行目まで削除
		4	上から7行目から8行目まで削除
		6	上から7行目から8行目まで削除